

弘前大学教職課程の内部質保証に関する外部有識者による評価実施の申合せ

令和 8 年 3 月 2 日
理 事 裁 定 第 1 号

第 1 趣旨

弘前大学における教職課程の自己点検・評価活動の客観性を担保するため、教職課程の内部質保証に関する実施要項（令和5年2月27日理事（教育担当）裁定。以下「要項」という。）第 5 1項に基づき、外部有識者による評価（以下「本評価」という。）の実施について以下のとおり定める。

第 2 委員

本評価は、以下の委員をもって実施する。

- (1) 青森県教育庁教育次長（学校教育課担当）
- (2) 青森県総合学校教育センター所長
- (3) 青森県教育庁学校教育課長
- (4) 青森県教育庁教職員課長
- (5) 青森県高等学校長協会中南地区会長

第 3 評価の項目

本評価は、要項第3に規定する自己点検・評価の項目を対象とする。

第 4 会議

互選により座長を置き、座長は会議を主宰し、その議長となる。

- 2 座長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 会議は、委員の過半数をもって構成する。
- 4 会議は、原則として毎年1回又は2回開催する。ただし、座長が必要と認める場合には、臨時に開催する。

第 5 委員以外の出席

座長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第 6 評価結果の報告

座長は、本評価の結果を、理事（教育担当）に報告するものとする。

附 則

この申合せは、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。